

栃木県における警戒度レベル

- 新規感染者数及び全療養者数は短期間で急拡大し、現在ステージ4「緊急事態措置」レベルに
- 入院率はステージ4となり、病床使用率もステージ4が目前に迫るなど、医療提供体制への負荷が確実に高まっている
- 感染拡大が県内全域に広がっている

一方

- 飲食店の営業時間の短縮や遊興施設等の営業時間短縮の働きかけの効果を見極める必要

要請内容は県版まん延防止等重点措置を強化する

要請期間

令和3(2021)年8月2日(月)から8月31日(火)

主な要請内容

県民の皆様へ

- **不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛**
- 5人以上の飲食・飲酒やパーティーへの参加を自粛
- 4人以下であっても、普段会わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を
※特に、クラスターが多発しているホームパーティーやバーベキューは控えてください
- 飲食店を利用する場合は、とちまる安心認証店など感染対策が徹底されている店の利用を

事業者の皆様へ

- **職場における感染拡大防止のための適切な取組を要請**
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことを含めた接触機会の低減に向け、テレワーク等の推進、オンラインビジネスを推奨
- 全市町における1,000㎡以上の遊興施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（食品・医薬品・医療機器等生活に欠かすことの出来ない物品売り場を除く）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗について、21時までの営業時間短縮の働きかけ

主な要請内容

飲食店を営む事業者の皆様へ	・ 営業時間の短縮の要請 <table><tr><th>対象市町</th><th>期間</th><th>営業時間</th></tr><tr><td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市</td><td>令和3年8月2日(月)から 8月31日(火)</td><td rowspan="2">午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）</td></tr><tr><td>上記以外の市町</td><td>令和3年8月4日(水)から 8月31日(火)</td></tr></table>	対象市町	期間	営業時間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	令和3年8月2日(月)から 8月31日(火)	午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）	上記以外の市町	令和3年8月4日(水)から 8月31日(火)
対象市町	期間	営業時間							
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	令和3年8月2日(月)から 8月31日(火)	午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）							
上記以外の市町	令和3年8月4日(水)から 8月31日(火)								
イベント開催に関する協力依頼	・ 収容率：大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 ・ 人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内(最大10,000人まで)のいずれか大きい方 ・ 開催時間：21時まで								

まん延防止等重点措置の実施の要請

県内全域で、より強い対策を講じ、これ以上の感染急拡大を早急に食い止める必要

国に対して、栃木県にまん延防止等重点措置を実施するよう要請する

(特措法第31条の4 第6項)

警戒度レベル県版ステージ3における対応

※下線部が変更点

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和3(2021)年8月2日(月)～8月31日(火) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ・ 不要不急の外出自粛を要請
- ・ 都道府県間の不要不急の移動の自粛を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避することも要請
(「会話する＝マスクする」運動(特に会食の場における適切なマスク着用)を展開)
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとるよう要請

●県民に対する協力要請（続き）

- ・ 5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては、自粛するよう要請
- ・ ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するよう要請
- ・ ワクチン接種者も上記取組を行うよう要請

●事業者に対する協力要請

- ・ 食品衛生法に定める営業許可を受けた飲食店（宅配・テイクアウトを除く）の営業時間の短縮を要請（特措法第24条第9項）

対象市町	期間	営業時間
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	令和3年8月2日(月)から <u>8月31日(火)</u>	午前5時から午後8時まで (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)
<u>上記以外の市町</u>	<u>令和3年8月4日(水)から8月31日(火)</u>	

- ・ 全市町における1,000㎡以上の遊興施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗(食品・医薬品・医療機器等生活に欠かすことの出来ない物品売り場を除く)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗について、21時までの営業時間短縮の働きかけを実施

●事業者に対する協力要請（続き）

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な取組**を要請（特措法第24条第9項） 特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- 飲食店に対し感染症対策（アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの着用の推奨、換気の徹底等）を適切に実施することを要請（特措法第24条第9項）
- 職場関係の5人以上の会食を控えることを要請（特措法第24条第9項）
- 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項）
- 「出勤者数7割削減」を目指すことを含めた接触機会の低減に向けて、テレワーク等の推進、オンラインビジネスの推奨

催物（イベント）の開催に関する協力依頼

緊急事態宣言等解除後の経過措置と同等の開催制限を要請

期間：令和3年(2021)年8月2日（月）～8月31日（火） ※終期は予定。状況を見て判断。

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人又は 収容定員50%以内 (最大10,000人まで) のいずれか大きい方※4	21時まで※5
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下とする。

※5 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること
- 8月1日までに販売されたチケットは、上記要件は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、8月2日以降は上記要件を満たさないチケットの新規販売を停止すること。また、8月2日以降に販売開始されるものは、上記要件を全て満たすこと

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

別紙

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を越える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	・ ①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	・ こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 ・ *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※ その他の要件の詳細は、令和3年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」のとおりとする。

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】変更

時短営業に御協力頂いた事業者に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

- 【対象期間】 8月2日（月）20時から8月22日（日）24時までの全21日間
⇒ 8月2日（月）20時から8月31日（火）24時までの全30日間
- 【対象地域】 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市
⇒ 県内全域（8月4日20時から8月31日（火）24時までの全28日間）
- 【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗
- ・ 食品衛生法に定める営業許可を受けた飲食店
 - ・ これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から19時まで）
- * その他、「会話する＝マスクする」運動などこれまでの申請要件で求めた事項
- 【受付期間】 8月12日（木）～9月30日（木） ⇒ 8月12日（木）～10月8日（金）（消印有効）
- 【申請方法】 インターネット又は郵送により申請
- 【支給額】 中小企業等 52.5万円～157.5万円 ⇒ 75.0万円～225.0万円（8月4日からの場合70.0万円～210.0万円）
[1日当たりの売上高×0.3（下限2.5万円／日、上限7.5万円／日）×日数]
- 大企業 420万円以内 ⇒ 600万円以内（8月4日からの場合560万円以内）
[1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円／日又は1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額）×日数]